



2 沿革と趣旨

産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においては、健康診断の実施率が低いことや、健康診断の有所見率が大規模事業場に比べ高いことが指摘されている等、労働衛生水準が大規模事業場に比べ概して低い状況にあることから、小規模事業場の労働衛生水準の向上を図ることが課題となっています。

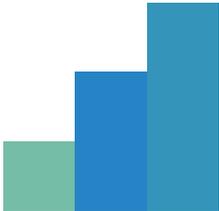
しかしながら、小規模事業場にあつては、経営基盤が脆弱であること等の理由により、事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する健康指導、健康相談等の産業保健サービスを提供することが困難な状況にあります。

そこで、平成元年度から、小規模事業場の労働衛生管理の一層の向上を目的として、「地区労働衛生相談医制度モデル事業」が実施されました。この事業は、郡市区医師会を単位としてモデル事業実施地区を設定し、医師による労働衛生に関する相談、助言等を実施してきました。

地区労働衛生相談医制度モデル事業の成果等を基に、小規模事業場で働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的とする地域産業保健センター事業が都道府県労働局（以下「労働局」といいます。）から郡市区医師会への委託事業として開始されました。

その後、平成8年の労働安全衛生法（以下「安衛法」といいます。）の改正において、労働者数が50人未満の小規模事業場においては、事業者は労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理等を行わせるよう努めることが規定され、併せてこれに対する国の援助（安衛法第19条の3）や事業者が地域産業保健センター事業の利用等に努めること（労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます。）第15条の2）なども規定されました。

各都道府県1か所ずつの47か所でスタートした地域産業保健センター事業は、平成9年度から347か所（概ね労働基準監督署（以下「監督署」といいます。）の管轄地域ごと）の地域産業保健センターにおいて実施してきましたが、平成22年度より、本事業の委託の単位が都道府県単位となりました。さらに、平成23年度から事業名称が「地域産業保健センター事業」から「地域産業保健事業」へ変更になるとともに、事業内容も変更となりました。





平成 26 年度からは産業保健 3 事業である①地域産業保健事業、②産業保健推進センター事業、③メンタルヘルス対策支援事業を一元化し、産業保健活動総合支援事業として実施することとなりました。

大分県では、5か所の労働基準監督署ごとに1か所の地域産業保健センターが設置され、コーディネーターが地域の労働者数 50 人未満の小規模事業場における事業者、産業保健スタッフ、労働者等からの産業保健全般にわたる相談を受け付けています。

【出典：地域産業保健センター業務手順（コーディネーター用）（令和2年度版）】

